宇城市景観計画

版

_	目	次	_
		~	

5. 景観重要公共施設の整備に関する事項・

		тит	-
1.	景観形成の考え方・・・・・・・・・・・・ 1	概	罗
2.	良好な景観の形成に関する方針・・・・・・・3	1270	X
3.	良好な景観形成のための行為の制限に関する事項・・・ 8		
4.	景観重要建浩物・景観重要樹木の指定方針・・・・・17		



宇城市は、三角西港をはじめとした他に類を見ない歴史・文化遺産、不知火海や宇土半島・九州山脈の四季折々に様々な表情をみせる豊かな自然、棚田・ため池や神楽をはじめとした歴史の営みの中から醸成された文化的な景観など、全国に誇れる多様で美しい景観に恵まれています。また、それぞれの地域には、住民に愛着と誇りをもって親しまれている、土地ごとの風土や文化に育まれた身近な景観もあります。

良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と、人々の生活や経済活動との調和により形成されるものです。これらは、住民の共有財産として、将来にわたりその恵みが享受できるように、守り・育てていかなければなりません。地域間競争が激しさを増す中、周辺自治体との連携を図りつつ、宇城ブランドの構築に向けて固有の魅力を高め、地域の活力を維持していくためにも、宇城らしさを醸成するなどの、景観に配慮したまちづくりを積極的に進めていくことが必要です。

そのため、本市ではこのたび、良好な景観が地域の共有財産であるとともに本市の最大の資源の一つであることを再認識し、市民と行政が協働でこれを守り、育てていくために、宇城景観のあるべき方向性や必要なルール等を盛込んだ「宇城市景観計画」を策定し、宇城らしい良好な景観づくりを推進することとしました。

熊本県 宇城市平成25年8月令和5年1月改訂

1. 景観形成の考え方

景観計画の目的

「宇城市景観計画」は、景観法の施行及び地域住民の意向を踏まえ、宇城らしい良好な景観の保全・形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、住民・事業者・行政の協働により良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進し、その実現を図ることを目的に定めることとします。

景観とは?

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観形成とは?

良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。

景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・継承 し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。

良好な景観の形成には、市民一人ひとりが、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り 組んでいくことが必要です。

景観形成の必要性!

宇城市の豊かな自然や歴史的なたたずまいの魅力を掘り起し保全すること、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇り、文化を育むことにつながります。

そして景観形成によって創造される身近な緑や水辺、美しいまちなみや歴史的な景観は、ゆと りや潤いのある生活環境をもたらします。

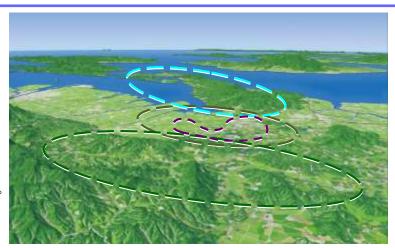
また、個別の観光資源のみならず宇城市全体で景観形成を図ることによって、人々の「訪ねてよかった」という共感を呼び、市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。

さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化なども期待されます。



宇城市の景観構造

○市の景観特性の土台となる景観 構造は、市西部<u>宇土半島の半島</u> 景観、東部の九州山脈西端の山 すそと丘陵地から成る景観、及 びこれらに挟まれた中部の<u>干拓</u> 地・平野に広がる広大な田園景 観と市街地の景観、この4つの 大景観により構成されています。



▲宇城市の景観構造

宇城市の主な景観特性

自然景観

○不知火海沿岸の美しい海浜から宇土半島のな だらかな丘陸へとつづく変化に富んだ半島景観





○九州山脈西端の山すそと丘陵地から なる起伏に富んだ美しい山地景観





歷史·文化的景観

○三角西港や松合の土蔵白壁のまちなみ、 点在する歴史的建造物や石橋群など、宇 城市らしさを醸成する核としての固有の歴 史的景観





○不知火にまつわる景勝地や、棚田と一体となった山間集落、広大な田園景観、神楽をはじめとした祭事等、生活文化や 風土に根ざした特有の文化的景観





まちなみ景観

○松橋駅周辺や小川商店街をはじめとした、開 放感のある落ち着いた市街地景観、岡岳総 合運動公園等の魅力ある都市公園の景観





○大景観を東西・南北につなぐ、市の玄関 □及び骨格軸としての幹線沿道景観





2. 良好な景観の形成に関する方針

景観計画の区域

市全域を景観計画の区域として定めます。

基本目標と基本方針

これらを踏まえて、市民一人ひとりが心から市の景観づくりの取り組み、宇城の魅力と固有の 景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、誰もがずっと大切に したい、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりの基本目標として定めます。

基本目標

不知火海沿岸の豊かな自然と 独自の文化を土台とした みんなが誇れる うきうき宇城景観づくり!

目標実現に向けて、宇城市景観の4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。

白然

①不知火海への良好な眺望景観を守り・育てる! ②九州山脈・宇土半島の山なみ・丘陵地への良好 な眺望景観を守り・育てる!

まちなみ

- ⑥市の顔となる市街地の景観を守り・育てる!
- ⑦幹線道路沿線の骨格景観軸を守り・育てる!

歴史・文化

- ③日本の近代を支えた三角西港の景観や 点在する歴史的景観を守り・育てる!
- ④不知火海沿岸地域の固有の文化的景観 を守り・育てる!
- ⑤懐かしさを感じる牧歌的な集落地、田園 地帯等の文化的景観を守り・育てる!

しくみ

- ⑧協働の景観まちづくりの気運を育てる!
- ⑨効果的な景観形成を促す仕組みを育てる!
- ⑩観光振興に向けた効果的な景観PRを図る!



景観構造別景観形成方針

②不知火海・半島景観ゾーン 不知火海沿岸・宇土半島の美しい自然景観、及びこれと調和したまちなみ景観の保全・育成

①市街地景観ゾーン

松橋や小川の市街地における、市の顔にふさわしい品格 のあるまちなみ景観の育成

\$\frac{1}{2}\$ \$\frac{

幹線道路沿線における、景観軸 にふさわしい、見られることを 意識した車窓景観の育成



④干拓地・田園景観ゾーン

良好な集落地景観の保全

干拓地の開放感のある美しい

田園景観、及びこれと調和した

〈景観形成地区〉(⇒別紙参照)

■三角西港文化的景観地区



■三角臨海景観形成地域



③山なみ・集落景観ゾーン

観、及びこれと調和した

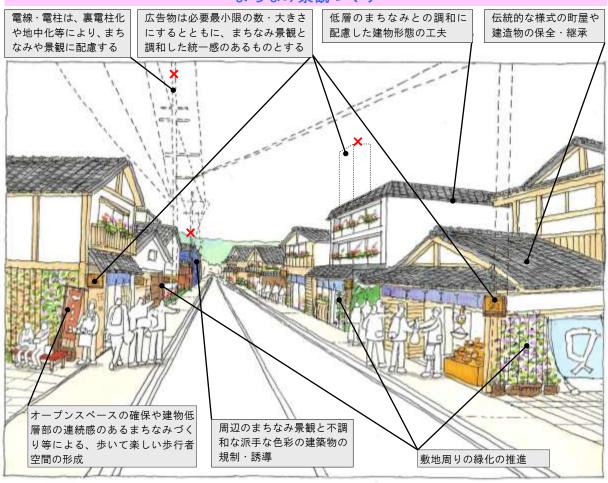
九州山脈の山なみの美しい自然景

棚田・集落地の文化的景観の保全

▲景観構造区分図

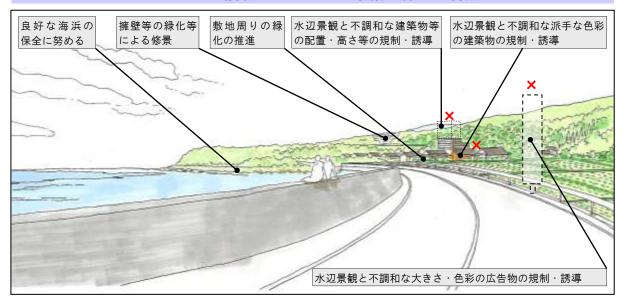
①市街地景観ゾーン

松橋や小川の市街地における、市の顔にふさわしい品格のある まちなみ景観づくり



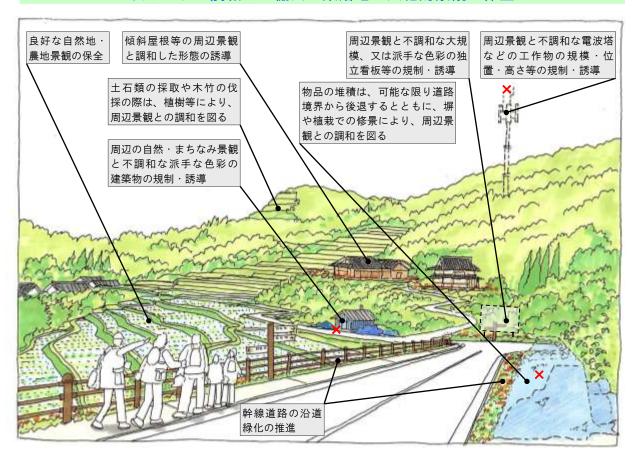
②不知火海・半島景観ゾーン

不知火海沿岸・宇土半島の美しい自然景観、及びこれと調和したまちなみ景観の保全・育成



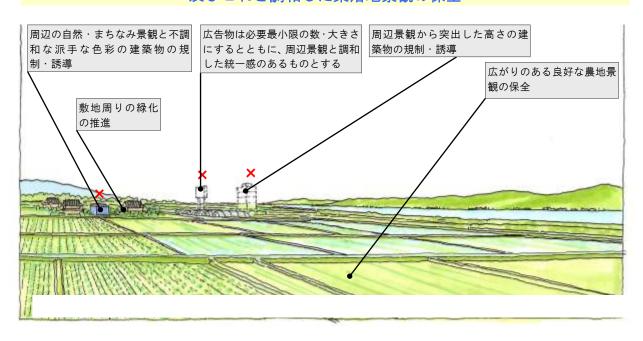
③山なみ・集落景観ゾーン

九州山脈の山なみや丘陵地の美しい自然景観、 及びこれと調和した棚田・集落地の文化的景観の保全



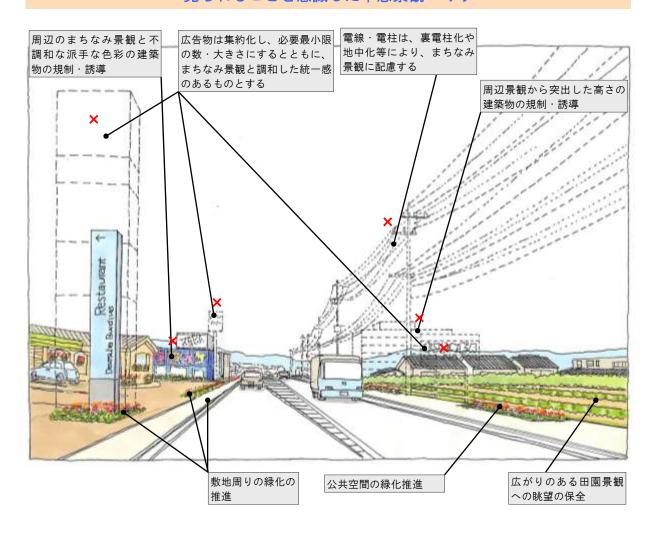
④干拓地・田園景観ゾーン

干拓地の開放感のある美しい田園景観、 及びこれと調和した集落地景観の保全



5幹線道路沿線景観ゾーン

幹線道路沿線における、景観軸にふさわしい 見られることを意識した車窓景観づくり





3. 良好な景観形成のための 行為の制限に関する事項 [景観法第8条第2項第2号]

届出対象行為

市全域について、以下に該当する場合は届け出を行うものとします。

『景観形成の仕組み』

宇城市では、市全域を対象に行う景観誘導と特定の地区について行う景観誘導との二つを組み合わせて、景観形成を図ることとします。

対 象	名 称	届出対象
市全域	大規模な行為等	一定規模以上の建築物等
井中の地区	特定施設届出地区	主な道路沿道で別途定める特定の施設
特定の地区	景観形成地域	特定の地区内にある建築物、工作物等

大規模な行為等

景観形成地域の届出行為及び特定施設届出地区の届出行為を除く

	山地区の油山11荷を除く
行為 (※1)	届出の必要な規模(※2)等の範囲の概要
建築物(※3)の新築、増築、改築、移	・高さが 13mを超えるもの
転及び撤去、外観を変更することとなる修	・建築面積が100㎡を超えるもの、かつ、延べ床面
 繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	積が 200 ㎡を超えるもの
工作物(※4)の新築、増築、改築、移	・高さが 13m(電気供給又は有線電機通信のための
転及び撤去、外観を変更することとなる修	電線路又は空中線の支持物については 20m)を超
繕若しくは模様替え並びに色彩の変更	えるもの
	・高さが2mを超え、かつ、長さが 50mを超えるも
	の(柵、塀)
	・工作物の敷地面積が 1,000 ㎡を超えるもの
	・太陽光発電施設については、土地に自立した設備
	で、太陽電池モジュール及び架台を対象とした上端
	と下端との見付け高さ13m(※6)、又は、事業
	区域の面積が 1,000 ㎡を超えるもの(※7)
	※県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを
	除く
鉱物の掘採又は土石の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積(※5)が3,000
	㎡を超えるもの
	・高さが5mを超え、かつ長さが 10m超える法面又
	は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更(土地の開墾及び	・変更に係る土地の面積(※5)が 3,000 ㎡を超える
水面の埋立て又は干拓を含む。)	か、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを
	超える法面又は擁壁が生じるもの
木竹の伐採又は移植	・区域面積 (※5) が 10,000 ㎡を超える行為のうち、
	維持管理のための伐採又は移植以外の行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源等	・高さが2mを超え、かつ面積が 500 ㎡を超え、か
の物件の集積又は貯蔵	つ集積等の期間が 90 日を超えるもの

- ※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とします。
- ※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)
- ※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。
- ※5 水平投影面積とします。

- ※6 既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合につきましては、これらの事業区域の合算した高さが13m となる場合も含みます。
- ※7 既に施工されている事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合につきましては、これらの事業区域の合算した面積が 1,000 ㎡となる場合も含みます。
- ※8 太陽光発電施設とは、宇城市景観条例第2条第7項に定めます。



特定施設届出地区

●対象範囲

下図に指定する路線の道路境界線から 20mの範囲を含む一団の土地。

<指定する路線一覧>



■宇城市内の特定施設届出地区

番号	路線名	始点	終点	区域の範囲
1	国道3号	宇城市と宇土市との境界	宇城市と氷川町との境界	路端から 両側 20m以内
2	旧国道3号 (県道八代鏡宇土線)	宇城市と宇土市との境界	国道3号との交点	路端から 両側 20m以内
3	国道 57 号	宇城市と宇土市との境界	三角西港文化的景観地区との 交点	路端から 両側 20m以内
4	国道 218 号	国道3号との交点	県道松橋インター線との交点	路端から 両側 20m以内
(5)	国道 266 号	宇城市と熊本市との境界	三角臨海景観形成地域との 交点	路端から 両側 20m以内

●届出が必要な行為と規模

■特定施設届出地区における届出対象行為(景観形成地域における届出対象行為を除く)

行 為(※1)	届出の必要な規模(※2)等の範囲の概要
建築物(※3)の新築、増築、改築、移転及	・特定施設(※5)で当該行為に係る部分の床面積の合計
び撤去、外観を変更することとなる修繕若しく	が 10 ㎡を超えるもの
は模様替え並びに色彩の変更	・当該行為に係る部分の面積が 10 ㎡を超えるもの
工作物(※4)の新築、増築、改築、移転及	特定施設と同一敷地内でこれに附帯する以下の施設
び撤去、外観を変更することとなる修繕若しく	・高さが5mを超えるもの(※6)
は模様替え並びに色彩の変更	(記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コン
	クリート造り、金属製又は合成樹脂製の柱 等)
	・高さが 1.5mを超えるもの(柵、塀、太陽光発電施設)
	(%6)
	・高さが 10mを超えるもの(※6)
	(電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線
	の支持物)
	・高さが5mを超えるか、又は築造面積が 10 ㎡を超えるも
	の (※6)
	(遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、処理施設、収納施設 等)
	・敷地面積が 100 ㎡を超えるもの(太陽光発電施設)
広告物の設置又は外観の変更	・表示面積が1㎡を超えるもの(但し、県屋外広告物条例
	に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で掲出
	期間が 90 日以内のもの等を除く)

- ※1 通常の管理行為、災害対策に関する行為など、景観法第16条第7項に規定される行為は適用除外となります。
- ※2 規模は、増築等にあっては、増築後の規模とします。
- ※3 建築物とは、建築基準法第2条第1項に規定する建築物とします。(工事に係る仮設のものを除く。以下、同じ。)
- ※4 工作物とは、宇城市景観条例施行規則に掲げる工作物とします。
- ※5 特定施設とは、宇城市景観条例及び景観条例施行規則に掲げるものとします。(パチンコ屋、ゲームセンター、モーテル、ガソリンスタンド、レストラン、物品販売店、レンタルビデオ店、ホテル 等)
- ※6 工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さとします。 工作物において、増築又は改築後の高さ、又は増築面積が各届出対象規模を超えるものを含みます。
- (注1)届出の適用除外行為については、上記のほか、景観法、景観法施行令及び景観条例施行規則に規定されている。
- (注2)熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く。

■届出が必要な特定施設

用途	例
●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第	パチンコ屋、まあじゃん屋、ゲームセンター、
2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号	モーテル 等
に規定する営業を行うための施設	
●危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給	ガソリンスタンド 等
油取扱所(専ら自家用に供するものを除く)	
●広告塔及び広告板、屋上広告、カラオケボックス	
●飲食店業を営むための施設	レストラン、喫茶店等
●物品販売業を営むための施設(販売のための物品の陳列	スーパーマーケット、専門店等
又は展示を行わないものを除く)	
●物品貸付業を営むための施設(貸付けのための物品の陳	レンタルビデオ店、貸自動車業等
列又は展示を行わないものを除く)	
●旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行	ホテル、旅館 等
うための施設	

●届出の必要ないが、「景観形成基準」に配慮すべき行為

「届出対象行為」に含まれない**すべての景観形成に係わる行為**についても、届出の必要はありませんが、建築行為等を行う際は**「景観形成基準」に適合するよう配慮**するものとします。



届出対象行為に係る景観形成基準

▼大規模な行為等の景観形成基準

行 為	事	項	基準
建築物及び工作物の一次では、地域の一次では、地域の一般では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域	位	置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線から建築物の新築、増築は、極力後退した位置とする。 ・大規模な太陽光発電施設については、景観への影響が大きいことから、主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 ・接地面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。
77000	外観	意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とすること。
		色 · 材料	・色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属施設を含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・周辺の景観と調和するような材料を使用する。 ・太陽光発電施設については、太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用すること。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着きのある色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 【ア・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。)イ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩ウ・航空法その他の法令に基づき設置するものエ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの*質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ・植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないもの など】・宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 ・耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。
	敷地の	の緑化	・敷地内は極力緑化に努める。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。 ・太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の 連続性をなくさないこと。 ・太陽光発電施設については、さく・塀・壁の全面の緑化に努めること。
柵及び塀の新	位	置	・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
築、増築、改築、	1	- 這 - 意匠	・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
移転、撤去、外	外観		・色彩は、周辺の景観と調和に配慮する。
観を変更するこ	グト街		
		材料	・周辺の景観と調和するような材料を使用する。
ととなる修繕若 しくは模様替え 又は色彩の変更	緑	化	・柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。



地形の外観の変	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路等からの遮へいに配慮す
更を伴う鉱物の		ప .
掘採又は土石の	法面又は擁壁の	・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑
採取	外観及び緑化	化に努める。
土地の区画形質	土地の形状及び	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとと
の変更	緑化	もに緑化に努める。
	法面又は擁壁の	・掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し緑
	外観及び緑化	化に努める。
樹木の伐採又は移	多植	・伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最
		小限とする。
		・伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又
		は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。
屋外における土石、廃棄物、再生		・道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界
資源等の物件の集積又は貯蔵		線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への
		配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公
		共の場からの眺望に配慮する。

特定施設届出地区の景観形成基準

事項	基準
位置	・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道から見て連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
高さ・形態・意匠	・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する ものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその 沿道で統一性のとれたものに努めるものとする。

色彩・材料	・色彩・材料はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。 ・無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着きのある色彩・材料とする。 ・特に屋根面には、できる限り無彩色又は低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ・但し、次に該当するものは、この限りではない。 【ア・外壁、屋根、塀等の各壁面の見付面積から屋外広告物の面積を除いた面積の5分の1未満の範囲内で使用される外観のアクセント色(但し、アクセント色は、屋外広告物を除く面積とする。) イ・表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩ウ・航空法その他の法令に基づき設置するもの エ・市長が景観審議会の意見を聞き、次に該当すると認めるもの*質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの**植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど】・宇城らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。・耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。
敷地の緑化	・道路に面した部分には高木を主体とした緑化に努めるものとする。更に施設の実状によって中木・低木・グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努めるものとする。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努めるものとする。 ・建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努めるものとする。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努めるものとする。 ・スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努めるものとする。 ・敷地の周囲、柵・塀・擁壁等の前面の緑化に努めるものとする。
その他	・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努めるものとする。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努めるものとする。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

太陽光発電施設の設置に係る住民説明会

本市は、景観法に基づく宇城市景観計画及び景観条例において、令和4年10月から太陽光発電施設を景観届出の対象となる工作物として位置づけ、国・県が推進するエネルギー政策と調和のとれた太陽光発電の設置による良好な景観形成を目指しています。

太陽光発電施設の設置に際しては、周辺への影響等が懸念されることから、景観への影響を極力小さくするため、設置者(事業者)ができる限り良好な景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じることが望まれます。

そこで、本市では宇城市内に大規模な太陽光発電施設(建築物に設置するものを除く。)を設置しようとする場合は、事前に近隣住民等へ向けた説明会の開催を義務付けすることにより、事業者とその事業区域周辺に居住する住民の相互理解を図り、より良好な景観形成へ誘導を行います。

1. 説明会の基準・方針

(1) 届出対象

事業区域の面積が3,000㎡以上の太陽光発電施設の設置(建築物に設置するものを除く)

(2)説明会の運用基準

項目	内 容
開催要件	原則として、事業者が開催すること。なお、近隣住民等説明会を開催 する要件として、出席者割合は定めない。
開催場所	事業区域付近の公民館等の近隣住民が参集しやすい場所を確保すること。
周知方法	(1)対象者:「近隣住民※②」 事業者が公図や土地建物登記謄本等を取得し、近隣住民を特定すること。そのうえで、住民説明会の日時や場所等について個別に周知すること。 (2)対象者:「当該行政区に居住する者※③」 事業者が当該行政区の区長に相談し、回覧板等の方法により住民説明会の日時や場所について周知すること。
開催費用	住民説明会開催に伴う費用(例:会場借上料、通知郵便費、土地建物登記簿謄本等請求手数料等)は、全て事業者負担とする。

[※]② 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域に居住する者及び土地又は建物を所有するものをいう。

[※]③ 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域を含む行政区をいい、そこに居住するものをいう。

4. 景観重要建造物・景観重要樹木の 指定の方針 「景観法第8条第2項第3号1

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、歴史的建造物や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、宇城らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、又は景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物・樹木については、現状変更に関して許可が必要になります。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、 住民等による維持・管理が積極的かつ継続 的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、又は、修復が可能なこと
- ※:但し、文化財保護法(昭和二十五年法律第 二百十四号)の規定により登録文化財に指 定されている建造物、県の指定文化財とし て指定されている建造物、又は仮指定され た建造物については、適用しません。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与すること
- ③ 歴史的、又は文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ※:但し、文化財保護法(昭和二十五年法 律第二百十四号)の規定により登録文 化財に指定されている樹木、県の指定 文化財として指定されている樹木、又 は仮指定された樹木については、適用 しません。

5. 景観重要公共施設の整備に

関する事項 [景観法第8条第2項第4号ロ]

地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

【指定基準】

- ①市の景観の骨格をなしている。
- ②市民にとって景観形成上、重要と考えられている。
- ③地域の景観の核として親しまれている、若しくは親しまれることが十分予想される。



6. 景観づくりを推進するために

推進体制

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

<u>市民</u> ・美し ・家馬

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮 など

事業者

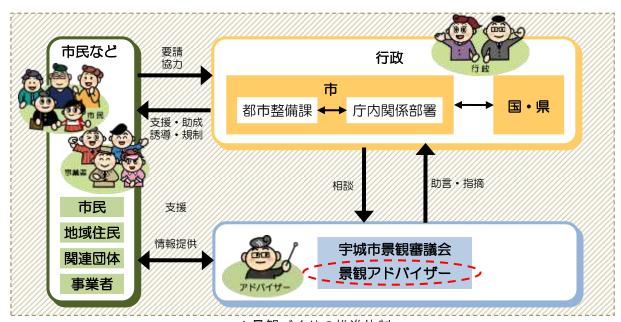
- 美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する建物に配慮 など



<u>行</u>政

- 良好な景観づくりに対する市民への意識啓発活動
- 各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・公共事業における景観に関するチェック体制の整備
- ・道路、河川の清掃、花植え等による演出
- ・市民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- 計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・重要な景観資源を"宇城景観資源"として公表 など

▲住民・行政の協働の景観づくりと役割分担イメージ

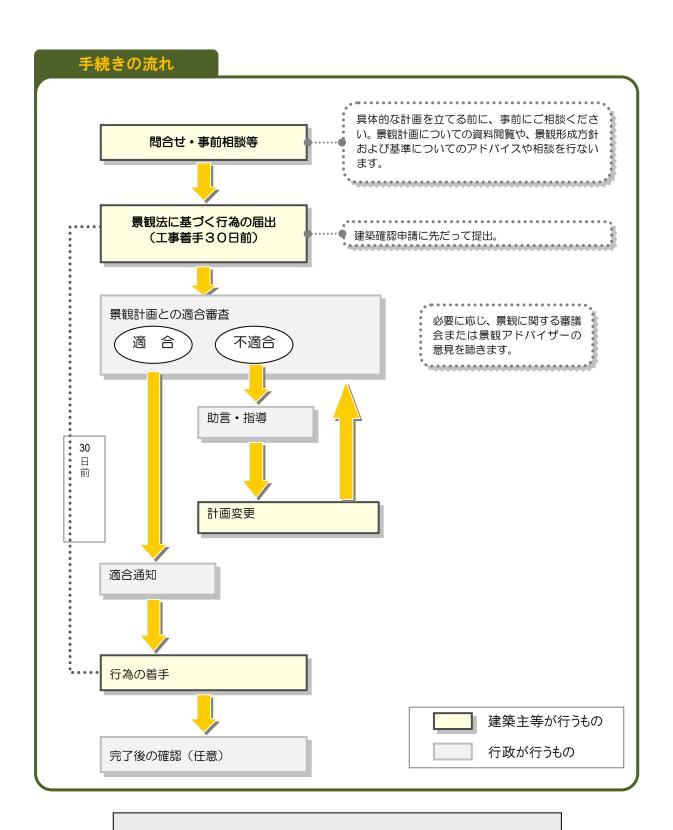


▲景観づくりの推進体制

■ (2)まちづくり等との連携

- ●産業やまちづくりと連携した景観まちづくりの推進
- ●眺望ポイントの積極的な育成、及び宇城景観のPR戦略の推進
- ●パブリックフットパスづくりの促進
- ●花のまちづくり活動の促進
- ●「九州風景街道」の活動との連携





宇城市

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 TEL 0964-32-1111 FAX 0964-32-1694